

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(1)-3
II 章ごとの評価	2-(1)-4
第 1 章 教育の理念及び目標	2-(1)-4
第 2 章 教育内容	2-(1)-5
第 3 章 教育方法	2-(1)-10
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(1)-12
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(1)-16
第 6 章 入学者選抜等	2-(1)-17
第 7 章 学生の支援体制	2-(1)-19
第 8 章 教員組織	2-(1)-21
第 9 章 管理運営等	2-(1)-24
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(1)-25
第 11 章 自己点検及び評価等	2-(1)-27
<参 考>	2-(1)-29
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-31
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-32
iii 自己評価書等	2-(1)-33

I 認証評価結果

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 授業科目「エクスターンシップ」が必修科目として開設されており、学生全員に法律事務所での実習が義務付けられている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 22 年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル研修制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく 24 時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。
- 当該法科大学院の修了生について、修了後 14 ヶ月の間、自習室のほか、専門法務研究科図書室、附属図書館、法経学部法学科資料室を無償で利用することが可能とされており、その後も申請により延長することが可能とされている。

当該法科大学院の主な特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 研究者養成をも目的とした授業科目「自主研究・論文作成」が開設されている。
- 学術奨励を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 自己点検及び評価の実施サイクルにあわせて、法科大学院認証評価を 4 年に 1 回受審しており、第三者による点検・評価の頻度を高めている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 弁護士倫理及び検察官倫理のほか、裁判官倫理についても適切に指導がなされることが必要である。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 1 授業科目において、期末試験の問題が、法律実務基礎科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法として適切なものとなっておらず、授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 1 授業科目における成績評価において、授業方法が講義形式が中心であるにもかかわらず、複数の学生が、期末試験の点数が著しく低いものの平常点の点数が高いことをもって合格判定がなされており、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目における異なるクラスの実施時間を異にする小テストにおいて、同一の問題が出題されており、小テストの出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目における成績評価の考慮要素について、平常点において授業での発言状況が採点に反映されず、出席点そのまま平常点とされており、平常点のあり方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念・目標は、「①法を創造的に用いることのできる法曹人材の育成、②常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト、学生募集要項及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念・目標に適った教育を実施するため、1年次は実定法の基本構造の理解、2年次は比較的単純な事案への法適用能力・法調査能力の養成、3年次はより広い分野への法適用能力・コミュニケーション能力・事実抽出能力・文章作成能力の養成といった年次ごとの教育目標の設定や、それを具体的に実施するものとして、生活者に対する法務サービスとして必要性が高い分野に関わる授業科目の開設、法律事務所における必修の実習科目の開設、実務家教員からの倫理指導などが行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制などを通じて行われている。修了生の活動状況としては、主に千葉県や東京都の法律事務所、法テラス、地方裁判所や地方検察庁などが挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念・目標を効果的に実現するために、1年次には基本7法分野の基本構造の理解、2年次には思考力、分析力に裏付けられた法知識の修得や要件事実を発見・認定する能力の修得、3年次には法曹倫理の養成・法曹実務の現場等の体験・事例の分析・判断を修得させる授業科目の配置などにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、法律基本科目における導入的な授業科目の開設や、学生からの個別相談に応じる体制などがとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、エクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法社会学」、「法哲学」、「日本法制史」、「英米法」、「法律英語」等、(4) 展開・先端科目として、市民法曹養成にとって重要な科目と位置付ける授業科目「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」や、行政分野と関係する「政策形成と法」、医学分野と関係する「医事法」及び「精神医学と法」等のほか、「独占禁止法」、「労働法」、「国際法」、「知的財産法1」及び「知的財産法2」等がそれぞれ開設されている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「自主研究・論文作成」が開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもち、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにより寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「土地・住宅法」の教育内容の多くが法律基本科目の内容にとどまっているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位の合計56単位とされているほか、法学未修者1年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位が必修とされている。

2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

（2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ クリニック

（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ エクスターンシップ

（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）

（3）（1）アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

（4）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

（法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

イ 法文書作成

（法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、裁判官倫理について適切に指導がなされていないものの、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務基礎1」（2単位）が必修科目として開設されているほか、授業科目「民事実務基礎2」及び「法律実務総合演習」（各2単位）が自由選択科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務基礎」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「刑事模擬裁判」が必修科目として開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」（各2単位）が必修科目として開設されており、学生全員に法律事務所での

実習が義務付けられている。

法情報調査は、授業科目「法情報検索演習」が必修科目として開設され、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事実務基礎1」、「刑事実務基礎」及び「刑事模擬裁判」のほか、授業科目「刑事法総合演習」及び「法律実務総合演習」の中で適宜指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、授業科目ごとに研究者教員による「コーディネーター教員」を定め、授業担当教員である実務家教員と協議しながらシラバスを作成するとともに、授業期間中においては授業参観を行うなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 授業科目「エクスターンシップ」が必修科目として開設されており、学生全員に法律事務所での実習が義務付けられている。

【特色ある点】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「自主研究・論文作成」が開設されている。

【留意すべき点】

- 弁護士倫理及び検察官倫理のほか、裁判官倫理についても適切に指導がなされることが必要である。

【改善すべき点】

- 展開・先端科目に配置されている「土地・住宅法」について、教育内容の多くが法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、20人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実在即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実在即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式を中心としつつ双方向的・多方向的な授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、判例・設例を教材として、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバス又は履修案内に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材の指定や参考書

等の推薦、予習・復習に関する情報提供、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく 24 時間の利用ができる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計 36 単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1 年次においては 42 単位（うち 6 単位は法学未修者 1 年次の法律基本科目を含む。）が上限とされており、2 年次においては、36 単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44 単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第 3 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、1授業科目において期末試験の問題が、法律実務基礎科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法として適切なものとなっておらず、1授業科目における成績評価において、授業方法が講義形式であるにもかかわらず、複数の学生が、期末試験の点数が低いものの平常点の点数が高いことをもって合格判定がなされており、1授業科目における異なるクラスの実施時間を異にする小テストにおいて、同一の問題が出題されているものがあるものの、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは履修案内に記載されているほか、学内掲示板への掲示やオリエンテーションにおける説明を通じて、学生に周知されている。また、1授業科目における成績評価の考慮要素について、平常点において授業での発言状況が採点に反映されず、出席点そのまま平常点とされているものの、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、出席状況・授業中の態度等としており、これらは履修案内及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、授業担当教員への成績評価基準の通知、教授会における全科目の成績分布データの確認などが講じられている。

成績評価の結果については、必修科目では担当教員により採点基準及び成績分布データ等の解説・講評が行われるなど必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照ら

して、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは履修案内に記載されているほか、オリエンテーションにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年在籍し、100単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 37 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において修得した単位と合わせて、32 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 11 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位を修得することとされているほか、自由選択科目から 11 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3 分の 1 以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、出題担当者により構成される問題検討会において出題内容の確認が行われているほか、短答式試験の採点はマークシート・リーダーとコンピューターにより機械的に自動処理され、論文式試験の採点の際も匿名性が確保されているなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について短答式試験が、憲法、民法、刑法について論文式試験が実施され、適性試験、口述試験、出願書類を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1 年間の在学期間の短縮を認め、32 単位を修得したものとみなしている。この 32 単位については、1 年次の必修科目 32 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第 4 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 1 授業科目において、期末試験の問題が、法律実務基礎科目として開設されている授業内容の達成度を判定する方法として適切なものとなっておらず、授業内容の達成度を判定する方法の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 1 授業科目における成績評価において、授業方法が講義形式が中心であるにもかかわらず、複数の学生が、期末試験の点数が著しく低いものの平常点の点数が高いことをもって合格判定がなされており、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目における異なるクラスの実施時間を異にする小テストにおいて、同一の問題が出題されており、小テストの出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目における成績評価の考慮要素について、平常点において授業での発言状況が採点に反映されず、出席点そのまま平常点とされており、平常点のあり方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教育改善委員会」及び「教育方法研究会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業評価アンケートの実施、授業担当教員による学生評価・自己点検報告書の提出、専任教員等による他の教員の授業見学と報告書の提出の義務付けなどが行われているほか、「教育方法研究会」による研修、「教育改善委員会」による教育改善案の提案などが行われている。

また、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定された取組として、「ロースクール実務基礎教育方法に関するシンポジウム」が開催され、法律実務教育に関する検討がなされている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念・目標に照らし、「一 首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者、二 高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者」として設定され、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレットを通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育理念・目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイト、パンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、教員2名を入試委員に任命し、その活動は、「運営委員会」及び教授会の審議を経ることとされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、法律科目試験問題等）が公表されており、また、身体に障害がある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第一次試験において、法学未修者3年コースについては小論文試験、法学既修者2年コースについては法律科目試験（短答式試験及び論文式試験）を行い、第二次試験において口述試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、志望理由書のほか、法学未修者コースについては、資格及び活動実績に関する調書の提出を求め、こ

これらの出願書類をあらかじめ精査し、口述試験において、その内容を踏まえた質問を行うことなどによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 20 年度は約 51%、平成 21 年度は約 29%、平成 22 年度は約 26%、平成 23 年度は 25%であり、3 割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院においては、収容定員 130 人に対し、在籍者数は 97 人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成 22 年度の入学定員から、前年度と比較して定員を 10 人削減する見直しが行われるとともに、平成 23 年度には、入学者選抜を含め、教育内容等の改善に向けた検討を行うため、「将来構想委員会」が設置されるなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念・目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、前期・後期セメスターの開始前におけるオリエンテーションの実施、クラス担任教員等による個別相談、オフィスアワーの設定などによって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に読んでおくべき文献リストの配付、入学後のオリエンテーションにおけるカリキュラムや履修方法等の説明など、学習支援の配慮がなされている。

法学末修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、入学前に読んでおくべき文献リストの配付や、オリエンテーションにおいて各授業科目の説明を十分に行うなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時限がウェブサイトに掲載されているほか、オリエンテーションを通じて学生に周知されている。

このほか、3年次学生による法学末修者1年次の学生へのティーチング・アシスタントが配置されているほか、法学修士の学位を有する非常勤職員や法経学部助手を兼務する職員などが配置され、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の減免及び徴収猶予制度、学術奨励を目的とする当該法科大学院独自の奨学金として「千葉大学法科大学院奨学金」制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、キャンパス内の総合安全衛生管理機構におけるメンタル・ケアやカウンセリングを含む健康相談や診療、全学の学生支援室やクラス担任教員による学生生活相談、各種ハラスメントについて、全学的なハラスメント対策委員会や学生支援室による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、障害者用トイレが設置され、教室では車椅子で授業に参加することが可能となっているなど整備充実に努めている。

身体に障害のある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、就職支援担当教員による千葉県弁護士会との連携によるインターンシップへの参加機会などの提供、弁護士による講演会の実施、クラス担任教員による相談体制、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 学術奨励を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、採用については「教員選考委員会」において候補者の研究業績、実務経験について審査し、教授会において審議・決定する方法がとられており、昇任については教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の授業担当の適格性を考慮して、教授会において審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念・目標を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目の必修科目、法律実務基礎科目の必修科目及び選択必修科目第1群から第3群であり、そのうち必修科目の授業は、約7割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員22年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が3人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル研修制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法経学部助手を兼務する司書及び司書教諭資格者や事務補助等を行う法学修士の学位を有する非常勤職員、教材作成の補助等

を行うティーチング・アシスタントが配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専門職大学院設置基準において必要とされる専任教員数 12 人に対して、教育の理念及び目標を実現するため、その必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 22 年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的としてサバティカル研修制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である専門法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「文学部・法経学部事務部」が組織され、庶務、人事、会計、施設及び学務を担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、部局長連絡会のほか、学長・理事との懇談会において意見聴取が行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室には、スクリーン、プロジェクター、テレビ、DVDデッキ、書画カメラ等が配備されている。1教室については、実習室（模擬法廷）として使用できるよう整備され、指向性マイク等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、LANコンセントが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して法令集・判例集の検索・閲覧を行うことのできる「TKC法科大学院教育支援システム」及び「LLI統合型法律情報システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、専門法務研究科図書室、附属図書館、法経学部法学科資料室が整備されている。附属図書館及び法経学部法学科資料室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。専門法務研究科図書室、附属図書館、法経学部法学科資料室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、専門法務研究科図書室の図書及び資料は、教員による推薦や学生による購入希望等をもとに、法学系図書委員会において審議・選定し、購入・管理され、常に最新の資料が得られるようにするなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、主要法律雑誌のDVD、パソコン、プリンター、複写機等が整備されている。また、専門法務研究科図書室には、司書の資格を有し、法情報調査の基礎的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、専門法務研究科図書室と近接しているほか、附属図書館及び法経学部法学科資料室についても近くに位置しているなど、自習室と専門法務研究科図書室、附属図書館及び法経学部法学科資料室との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤教員室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

このほか、当該法科大学院の修了生について、修了後14ヶ月の間、自習室のほか、専門法務研究科図書室、附属図書館、法経学部法学科資料室を無償で利用することが可能とされており、その後も申請により延長することが可能とされている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく 24 時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。
- 自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、専門法務研究科図書室と近接しているほか、附属図書館及び法経学部法学科資料室についても近くに位置しているなど、自習室と専門法務研究科図書室、附属図書館及び法経学部法学科資料室との有機的連携が確保されている。
- 専門法務研究科図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基礎的素養を備えている職員が配置されている。
- 当該法科大学院の修了生について、修了後 14 ヶ月の間、自習室のほか、専門法務研究科図書室、附属図書館、法経学部法学科資料室を無償で利用することが可能とされており、その後も申請により延長することが可能とされている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、評価項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」及び「施設、設備及び図書館等」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「教育改善委員会」から提案される教育改善案が「運営委員会」及び教授会において審議され、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「法科大学院自己評価書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「授業担当教員」を通じて公表されている。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表されている。

その他当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、専門法務研究科助手室、事務部総務係、大学院学務グループにおいて収集され、授業関係資料については同助手室、教員組織に関する情報については事務部総務係、組織運営に関する資料については内容に応じて事務部総務係又は大学院学務グループにおいて保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、大学ウェブサイトの「授業担当教員」を通じて学内外に開示されている。

【特色ある点】

- 自己点検及び評価の実施サイクルにあわせて、法科大学院認証評価を4年に1回受審しており、第三者による点検・評価の頻度を高めている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（1）法科大学院（研究科・専攻）名

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

（2）所在地

千葉県千葉市

（3）学生数及び教員数（平成 23 年 5 月 1 日現在）

学生数 97 名

教員数 19 名（うち実務家教員 3 人）

2 特徴

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻（法科大学院。以下「本研究科」という。）は、平成 16 年 4 月に、主として首都圏において市民生活を支える法曹養成のための教育を行うことを目的として開設された。本研究科は、1 学年 40 名（平成 21 年度までは 50 名）の小規模法科大学院であることを活かして、充実した高い水準の法曹教育を目指している。幸い、首都圏出身者を中心に粒揃いの意欲ある学生を集め、学生相互の研鑽と学生・教員間の緊密な対話を通じた鍛錬が、学生の能力を十分に引き出すことに成功している。

本研究科は、他者との紛争に苦しむ人々に（法的）解決を提供する法律実務が（医療と同様に）仁術であることに思いを致し、日々の現実の中にある法律問題を鋭く認識し、その公正な解決を図るために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができる柔軟な法的思考能力を有する人材を養成し、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を輩出することを理念としている。これを実現するために、本研究科では以下のような特徴ある教育体制を整えている。

第 1 に、徹底した少人数教育を行っている。法律基本科目の授業は 1 学年（定員 40 名）を二分して 1 クラス 20 名を原則とし、その他の授業科目においても少人数の受講者に対して教育を行っている。

第 2 に、基礎から応用への積上げ方式の科目配置を行い、その中でも基本科目の教育を重視している。法学既修者を受け入れた 2 年次においても基本七法分野の授業科目を配置し、その判例上、学説上の重要論点について双方向的・多方向的授業により思考力、分析力を徹底して鍛錬している。

平成 22 年度からスタートした 1 年次向けの導入的・補習的科目の開設においても、既存の 1 年次法律基本科目の履修を妨げることがなく、それを下から、あるいは側面から支えるような内容の科目を配置している。

第 3 に、法律実務の基礎的能力を涵養するため、2 年次に民事及び刑事の実務基礎科目、3 年次に法律事務所における実習科目「エクスターンシップ」と模擬実務を行う「刑事模擬裁判」を必修科目として置き、千葉県弁護士会所属の弁護士教員その他の実務家教員による、密度の濃い教育を行っている。

第 4 に、一般市民の生活に深く関わる法分野の教育を重視し、「労働法基礎」、「環境法」、「倒産法」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「少年法」及び「ジェンダーと法」の 7 科目（「選択必修科目第 1 群」と名付けている。）から 2 科目を履修することを義務付けることにより、首都圏における市民生活を支える法曹の養成という本研究科の目的に即した教育を実施している。

これらの教育体制は、学生に対して厳しい学習上の努力を要求するものである。本研究科においてこれを可能としているのは、学生の教室外学習を支える施設・設備が整備されていること、及び厳しい授業に耐えるために学生をサポートする体制が整っていることによる。

すなわち、まず施設・設備面の特徴として挙げることができるのは、365 日 24 時間使用可能な学生自習室の存在である。そこには全学生の固定座席があり、法科大学院図書室、情報検索室とも隣接している。さらに、授業時間外の空き教室は、届け出があれば自主ゼミのために利用することができる。

他方、学生サポートには、クラス担任制が有効に機能している。5 ないし 10 名程度の学生を 1 クラスとしてサポートするクラス担任は、学生が様々な相談をする際の最初の窓口となっている。さらに、授業の前後などに随時学生の相談に応じている。こうした日常的な対応は、特に学生に対する精神的なサポートになっている。

かくして、学生・教員間に人格的な触れ合いをもつことができた本研究科の学生は、修了後も司法試験において一定の成果を挙げて、全国で法曹として活躍を始めている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 「千葉大学大学院専門法務研究科（法科大学院）は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする。その人材とは、柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない『心』ある法律家である。」

2 以上の本研究科「学生受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の中で表現されている法曹像は、「柔軟な法的思考能力」に代表される知的能力をもつとともに、「常に生活者の視点を忘れない」「『心』ある」という人間味に溢れる価値観を共有し、それに基づいて「社会正義の実現に貢献する」強い意志を有する法曹の姿である。つまり、「法化」された現代社会における実務法曹に期待される知・情・意の三要素を含めて、全人的教育としての法曹養成を行うことを、本研究科は目的として掲げているのである。

3 本研究科が入学定員 40 名という小規模校であることは、上記の目的を達成する上で重要な意味をもっている。

すなわち、学生の「柔軟な法的思考能力」を養うために本研究科が採用している「基本重視の教育」とは、法令が定める法制度、その解釈・運用の成果である判例及び学説について、単にこれを記憶し、再現できるようにすることではなく、その背後にある発想、論理、考慮要素を学生が「体得」できるまで徹底して考えさせることであり、そのためには、双方向的・多方向的授業における厳しいやり取りが重要になる。仮に、学生が間違えることを恐れる余り発言しないとすれば、そのような授業の方法は成り立たない。このような授業を可能にするのは、学生と教員の間の強い信頼関係である。

この信頼関係は、学生と教員の間で「顔と名前が一致する」関係が成り立つ小規模校であるという客観的な条件と、それに基づいた、教員と学生、あるいは学生相互が真摯に向き合う努力によって成り立っている。例えば、授業では、確実な答えが見出し得ないときは、教員であっても安易な説明を行わず、次の授業やウェブ授業情報などにおいて、改めて説明や訂正を行っている。また、授業に先立つオリエンテーションでは、クラス毎の懇談時間を設け、クラス担任と学生が自己紹介などを行っているほか、在校生から新入生に（教員が席を外した状態で）大学院生活のアドバイスをを行う時間を設けている。

このように、本研究科には、少人数法科大学院という環境の下で、学生が教員を信頼するだけでなく、教員も学生を信頼していることに特徴がある。自習室の 24 時間使用が可能であるのも、このような信頼関係に基づき、学生が院生会を組織して自習室を自主的に管理しているためであり、学生が教員の信頼に応えようという「気構え」の表れであるといえる。

4 本研究科では千葉県弁護士会の全面的協力を得て、法律実務基礎教育を実施することが可能になっている。このことも、上記目的を達成するために重要な意味をもつ。

すなわち、学生が法律事務所において法律実務の実習を行う科目である「エクスターンシップ」を、本研究科では（同弁護士会所属の多数の弁護士の協力により）必修科目として、毎年 40 名前後の学生を対象に開講している。この実習は、現実社会の中に生起する法的紛争を学生が初めて目の当たりにするとともに、その解決のために奔走する弁護士教員の姿を目にすることによって、「心」ある法律家の姿に共感し、「社会正義の実現に貢献する」強い意志を再確認する機会となっている。

こうした千葉県弁護士会との良好な関係は、司法試験合格後の修了生の就職支援にも結び付いている。

5 本研究科は、平成 22 年度入学者から入学定員を 10 名減員した際にも、3 年コース（法学未修者）の入学定員（15 名）はそのまま維持し、同コースの入学定員が全体の入学定員に占める割合は 37.5%となっている。それは、多様な学問的・社会的背景をもつ学生が集い、社会経験に根ざした（狭い意味での法律学にとどまらない）豊かな発想を自由闊達に交換することが、本研究科の教育目的に合致すると考えたからである。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201203/houka/no6_2_jiko_chiba_h201203.pdf